

## 倉吉市上下水道局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書に基づき、倉吉市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関について、当該金融機関のうち、倉吉市上下水道局会計規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第4号）第4条第2項に規定する収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる倉吉市上下水道局出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる倉吉市上下水道局収納取扱金融機関を指定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

平成19年倉吉市水道事業告示第9号は、廃止する。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

### 1 倉吉市上下水道局出納取扱金融機関

株式会社山陰合同銀行

### 2 倉吉市上下水道局収納取扱金融機関

鳥取中央農業協同組合

株式会社鳥取銀行

倉吉信用金庫

株式会社島根銀行

中国労働金庫

鳥取信用金庫

株式会社ゆうちょ銀行